

契約番号： 312-004
312-005

公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

記

1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公 募 件 名：「外部被ばく線量測定業務」
- (2) 趣旨及び概要：仕様書による。
- (3) 数 量：一式
- (4) 納 期：2022年 3月31日
- (5) 納 入 場 所：青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附504-36
公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

- (1) 契約事項を示す場所及び提出場所等
郵便番号：110-0015
所在地：東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階
機 関 名：公益財団法人核物質管理センター
担 当 部 署：総務部 契約課
フリガナ：タノ ミホ
担 当 者 名：太野 美穂
電 話 番 号：03-5816-7765
F A X：03-3834-5265
M a i l：mitano@jnmcc.or.jp
- (2) 参加意志確認書の提出期限
2021年 1月27日(水) 午後4時まで
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着(郵送可)
なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。

3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

- (1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。
 - ①成年被後見人
 - ②未成年者、被保佐人及び被補助人(契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。)
 - ③破産者で復権を得ない者
 - ④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であって、その事実があった後2年を経過しない者(代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。)
 - ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者
- (2) 2020年度 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。
審査の結果、公募要件を満たす者が2者以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。
応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

2021年 1月 8日

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 水原 泰

公益財団法人核物質管理センター

総務部長 水原 泰 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

参加意思確認書

2021年1月8日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 業務等の名称 「外部被ばく線量測定業務」

2. 添付資料

(1) 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)を証する書類

(2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類

(3) その他必要な書類

※(2)及び(3)は、公募説明書において提出を求めた書類とする。

所 属

役 職 名

氏 名

電 話 番 号

F A X 番 号

電 子 メ ー ル

外部被ばく線量測定業務

仕様書

2021年度

公益財団法人核物質管理センター

目 次

1. 件名	1
2. 目的	1
3. 契約範囲及び業務内容	1
4. 納入場所	2
5. 実施期間	2
6. 提出書類	2
7. 検収条件	2
8. 適用法規・規定等	3
9. 特記事項	3

1. 件名
外部被ばく線量測定業務

2. 目的
本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター(以下、「センター」という)の放射線業務従事者が管理区域内において使用する個人線量計の測定業務等の仕様について定めたものである。

3. 契約範囲及び業務内容

(1) 契約範囲

1) 個人線量計の発行

① 外部被ばく測定用個人線量計 105 個

(内訳)

a) 六ヶ所保障措置分析所用 : 44 個

b) 再処理施設用 : 51 個

c) その他施設用 : 10 個

② 手部被ばく測定用個人線量計(等価線量計) 20 個

2) 個人線量計の測定及び測定結果の報告

① 外部被ばく測定用個人線量計 105 件

② 手部被ばく測定用個人線量計(等価線量計) 20 件

なお、1) 及び 2) は、センター業務の都合により増減することがある。

(2) 業務内容

1) 個人線量計の発行

① 個人線量計の仕様は以下のとおりとする。

a) 外部被ばく測定用個人線量計(実効線量計、等価線量計)

測定線種	X・γ線、β線、中性子線が測定できること。	
測定線量	X・γ線	1cm線量当量、70μm線量当量が測定できること。
	β線	70μm線量当量が測定できること。
	中性子線	1cm線量当量が測定できること。
エネルギー範囲	X・γ線	10keV～10MeVが測定できること。
	β線	300keV～3MeVが測定できること。
	中性子線	0.025keV～15MeVが測定できること。

b) 手部被ばく測定用個人線量計(等価線量計)

測定線種	X・ γ 線が測定できること。
測定線量	70 μ m線量当量が測定できること。
エネルギー範囲	25keV～3MeVが測定できること。

- ② 受注者は、センターが提示する使用数量及び使用者の情報を基に、翌月分の個人線量計(使用者の氏名を記載したもの)を発行し、毎月21日までに4.に示す納入場所に納入すること。

2) 個人線量計の測定及び測定結果の報告

受注者は、前月に使用した個人線量計を回収し、センターが提示する使用者の情報を基に、実効線量及び等価線量を測定すること。また、以下に示す項目を含めた測定結果報告書を作成し、毎月21日までに提出すること。ただし、21日が祝休日の際は、別途調整すること。

- ① 使用者氏名
- ② 使用期間(開始日及び終了日)
- ③ 実効線量測定値(mSv)
- ④ 等価線量(水晶体、皮膚、手部)測定値(mSv)

4. 納入場所

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駱字野附 504-36
センター内指定場所

5. 実施期間

2021年4月1日から2022年3月31日まで

6. 提出書類

受注者は、以下の書類を提出時期までにセンター安全管理課に提出すること。
尚、承認返却が必要な書類については受注者が準備すること。

No.	書類名	提出時期	部数
1	品質保証計画書	契約後速やかに	1部
2	終了届・検査調書	翌月21日まで	1部
3	測定結果報告書	毎月21日まで	2部
4	打合せ議事録	打合せ終了後速やかに	1部

7. 検収条件

受注者は、6.に示す書類を提出すること。センターは、終了届・検査調書により、本仕様書に定める業務の終了を月毎に検収する。

8. 適用法規・規定等

日本産業規格

9. 特記事項

- (1) 受注者は本仕様書に記載されている物品について、法令等に基づく届出等の必要がある場合は、その内容及び方法について調査し、情報を提供すること。
- (2) 本業務における料金は、個人線量計1個あたりの発行、測定及び測定結果の報告について、センターと受注者が合意した一定の額とし、受注者はその料金で実施すること。
- (3) 受注者は本業務の実施により得られた情報は機微情報として受注者が責任をもって管理し、第三者に開示してはならない。ただし、日本原燃株式会社からの依頼により線量計の測定結果を日本原燃株式会社へ提供する場合はあらかじめセンター安全管理課へ連絡すること。
- (4) 受注者は本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、センターと協議の上、その決定に従うこと。

以上